

●年金加入記録の確認をしましょう

近年、「断捨離」が注目を集めています。溜まった郵便物や書類、不要となった衣類などの断捨離を予定している人も多いと思います。郵便物や書類の断捨離をする際、「年金記録」のもれや誤りを再確認しましょう。

日本年金機構は、「年金記録問題への取り組み」の進捗状況をホームページなどで定期的に公表しています。

年金記録については、2007年、年金手帳などに記載されている基礎年金番号に統合されていない記録（持ち主不明の年金記録）が約5,095万件にも上ることが明らかになり、大きな社会問題となりました。

この問題に関しては、「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」の送付、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ、「ねんきんネット」による記録の確認作業などが行われてきました。

約5,095万件の持ち主不明記録のうち、現在、約3,321万件の記録が解明されました。ですが、約1,773万件の年金記録が未だに不明のままです（2021年度日本年金機構アニュアルレポート）。

2022年9月までに記録が見つかった年金額が増えた人は、少なくとも延べ401万人で、生涯額は約2.8兆円だそうです。問題が発覚してから15年余りが経ちますが、改めて自分や家族の年金記録を再確認する必要があると思います。

●持ち主不明の年金記録の傾向

持ち主不明の年金記録の傾向をご紹介します。

- (a) 4分の3が60歳以上のもの
- (b) 加入期間が「1年未満」や「1年以上5年未満」のもの
- (c) 記録の開始時期が1965（昭和40）年以前のもの
- (d) 多い業種は、サービス業（飲食店

など）、小売業（デパートなど）、商社などに関するもの

この傾向を見ると、すでに年金を受給している人が多いと思います。特に、(b)の加入期間が短いケースでは、「年金記録を確認しても、たった数カ月だと年金額はあまり増えないでしょ?」とおっしゃる方もいます。

ですが、年金額は1カ月単位で計算されます。新たに年金記録が見つければ、受給開始年齢まで遡った差額分の年金と、生涯にわたって新たに計算された年金額を受け取れることとなります。

なお、年金記録の「もれ」や「誤り」が見つかるケースは、次の①～③が全体の9割を占めています。

①転職のたびに年金手帳が発行された

複数の年金手帳がある場合、基礎年金番号も複数発行されます。年金記録は、「基礎年金番号」をベースに管理されているので、複数の基礎年金番号がある場合、一つに統合する必要があります。

②会社を退職後、結婚して姓が変わった

結婚前の旧姓での記録と現在の姓での記録とが、別々に管理されている可能性があります。同一人の年金記録として、基礎年金番号を統合する必要があります。

③名前の読み方が複数ある

たとえば、「長田」さんは、「ながた」「おさだ」「ちようだ」と読む場合があり、名前の読みごとに別々に登録されている可能性があります。年金事務所などで間違えられる読み方をすべて伝え、一つずつ年金記録を確認してもらいましょう。

●年金記録を確認する方法

年金記録の確認には、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で確かめるという方法もありますが、お勧めは、年金事務所などに出向き、対

面方式で相談することです。年金事務所などで相談員と話をしているうちに、急に勤務先名や社長の名前、勤務していた場所、勤務していた時期などを思い出す人がいらっしゃるからです。

年金記録の確認は、全国の年金事務所や、年金相談センターでできます。事前に相談の予約を入れておくと、待ち時間がなく、相談することができます。

相談時の持ち物は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類、年金手帳や年金証書など基礎年金番号が分かる書類です。

本人に代わって家族などが代理で相談する場合は、原則、「委任状」などと代理人の本人確認書類が必要です。委任状は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

●年金記録の訂正について

年金記録のもれや誤りが見つかった場合、本人や代理人（委任状が必要）が厚生労働省に対して訂正を請求することができます。本人がすでに亡くなっている場合は、未支給年金や遺族年金を請求できる遺族が代わって手続きをすることができます。

なお、年金記録が見つかった場合、本人の年金記録として「記録の統合」をしなければ、年金額が増えることはありません。年金事務所などでは、本人の記録と思われても、なりすまし防止の観点から、会社名などは教えてくれません。スムーズに年金記録を確認するため、厚生年金については、会社名、勤務期間（おおよその期間）、勤務地などのメモ、国民年金については、住所地と紐づいているため、住んでいた住所地（市区町村まで）のメモを持参するとよいでしょう。

なお、年金記録のもれや誤りを迅速に処理するため、年金事務所において確認調査と記録訂正ができるケースもあります。